

豊橋市生殖補助医療治療費補助金申請について

すべての書類がそろいましたら、原則治療が終了した日から半年以内に保健所・保健センターこども保健課へ申請してください。

提出書類等	注意事項	ご本人様 チェック
交付申請書 (様式第 1 号)	ご夫婦の住所が異なる場合には、配偶者住所欄にもご記入ください。	
受診等証明書 (様式第 2 号)	病院で記入してもらってください。 別途文書料が発生する場合があります。	
請求書 (様式第 6 号)	申請書の口座名義人の氏名を記入してください。	
領収書 明細書	医療機関発行の領収書と明細書の両方が必要です。受診等証明書（様式第 2 号）の領収金額と合致するか確認し、日付順にしてご持参ください。	
夫婦であることを 証明できる書類 法律婚:戸籍謄本 事実婚:戸籍謄本、住民票、 申立書(様式第3号)	申請日より 3 か月以内に発行したもの。 <u>外国籍の場合</u> 戸籍謄本の代わりに住民票で可（夫婦である事がわかるもの） 事実婚の場合は戸籍謄本に代わる書類（婚姻要件具備証明書等）も必要です。	
高額療養費 限度額適用認定証 または 限度額適用区分がわかるもの ※初回治療の申請時のみ必要	<u>マイナ保険証で受診する場合</u> <u>治療前に</u> マイナポータルより健康保険証情報を印刷しておき、補助金申請の際にご持参ください。（限度額適用区分が妻本人のものと確認できること） <u>マイナ保険証以外で受診する場合</u> <u>治療前に</u> 加入している公的医療保険機関で限度額適用認定証を交付してもらい、受診の際には医療機関へ提示し、補助金申請の際には保健所へ持参してください。	
振込先の提示	申請者の振込先金融機関名および支店名、預金種別、口座名義人、口座番号が記載された通帳またはキャッシュカードをご持参ください。	

なお、審査の結果により交付が受けられない場合や、病院の領収金額と市が決定する補助金額が異なる場合※1があります。

※1 補助金額は限度額適用認定証を参考に豊橋市で算出したものになります。

[問合わせ先]

豊橋市保健所こども保健課

電話 39-9160 FAX 38-0770